

報告第2号

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、急施を要したので専決処分したものを。

専決第2号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成22年3月31日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第14号

芦屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

芦屋市国民健康保険条例（昭和38年芦屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「，又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた」の次に「，若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた」を加え，「増加又は」を「増加若しくは」に改め，「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を，「なくなつた日」の次に「又は特例対象被保険者等となつた日」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第17条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については，第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては，当該給与所得については，同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と，「所得の金額（同法」とあるのは「所得の金額（地方税法」と，前条第1項第1号中「総所得金額（」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては，当該給与所得については，同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。」と，「については，同法」とあるのは「については，地方税法」とする。

第21条の2の次に次の1条を加える。

(特例対象被保険者等に係る届出)

第21条の3 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 特例対象被保険者等の氏名
- (3) 離職年月日
- (4) 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附則第3条中「第313条第3項」を「同法第313条第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芦屋市国民健康保険条例の規定は、平成22年度分以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，所要の改正を行ったもの。

2 改正の内容

(1) 非自発的失業者に対する保険料の軽減措置

ア 被用者保険の加入者が非自発的理由により国民健康保険に加入する場合，離職日の翌日から翌年度末までの間，当該失業者本人の給与所得を100分の30に軽減して保険料を算定する。（第17条の2関係）

イ 上記アに係る届出の規定の整備（第21条の3関係）

(2) その他所要の規定の整理

3 施行期日等

(1) 平成22年4月1日

(2) 改正後の規定は，平成22年度分以後の年度分の保険料について適用し，平成21年度分までの保険料については，なお従前の例による。